

アレルギー疾患対策の現状について

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない

＜主な基本的施策＞

1) 重症化の予防及び症状の軽減

- ・ 知識の普及等
- ・ 生活環境の改善

2) 医療の均てん化の促進等

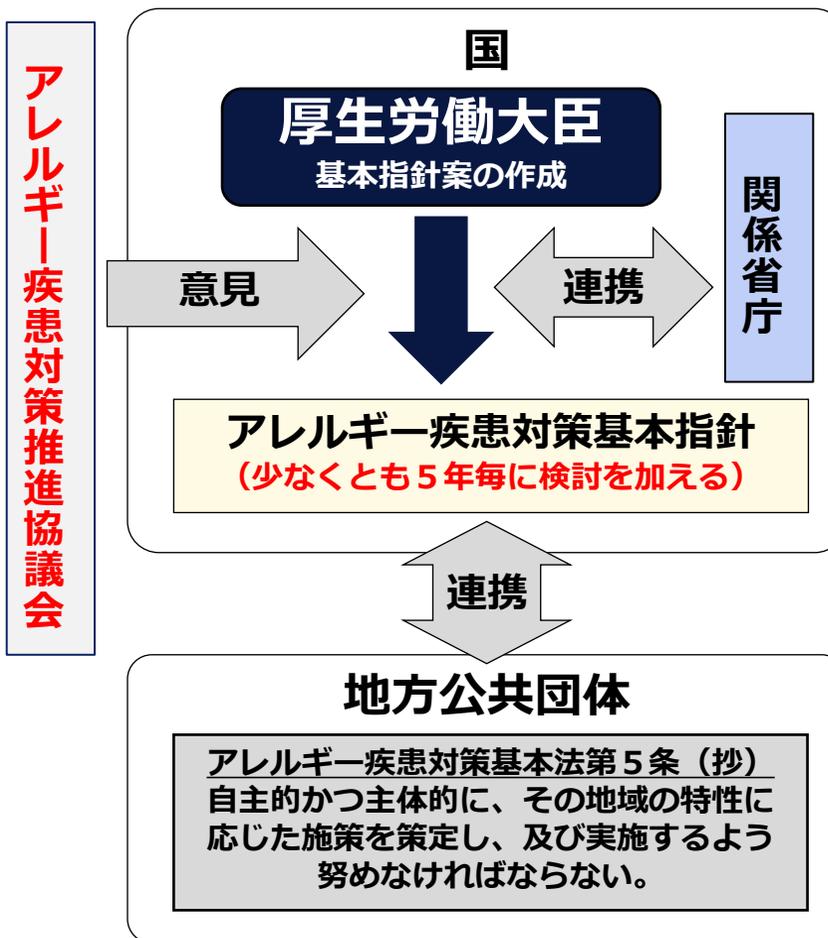
- ・ 専門的な知識及び技能を有する医師
その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備等

3) 生活の質の維持向上

- ・ その他アレルギー疾患医療に係る
職種の育成
- ・ 関係機関の連携協力体制の整備
- ・ 国民全体への情報提供体制の整備

4) 研究の推進等

- ・ アレルギー疾患の本態解明
- ・ 疫学研究、基礎研究、臨床研究の
促進と、その成果の活用



アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第76号 令和4年3月一部改正)

アレルギー疾患対策基本指針とは、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号、平成27年12月施行）第11条に則り、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が策定するもの。

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者が、各々の責務に基づき、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質の維持向上、研究の推進等のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

二. 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- ・ 科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- ・ アレルギー疾患の発症及び重症化の予防と症状の軽減に資する生活環境改善のための取組

三. 医療を提供する体制の確保に関する事項

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上
- ・ 居住地域や年代に関わらず適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備
- ・ 中心拠点病院等の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等の地域の拠点となる医療機関の役割や機能、かかりつけ医との連携協力体制を整備

四. 調査及び研究に関する事項

- ・ 「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づいた疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の推進

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- ・ アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策
- ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進のため、地方公共団体が行う基本的施策
- ・ 災害時の対応
- ・ 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化
(例：関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。)
- ・ 本基本指針の見直し及び定期報告

アレルギー疾患医療提供体制の全体イメージ

- 平成29年3月に策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置し、平成29年7月に報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示し、都道府県に対して局長通知を発出した。

●中心拠点病院の役割

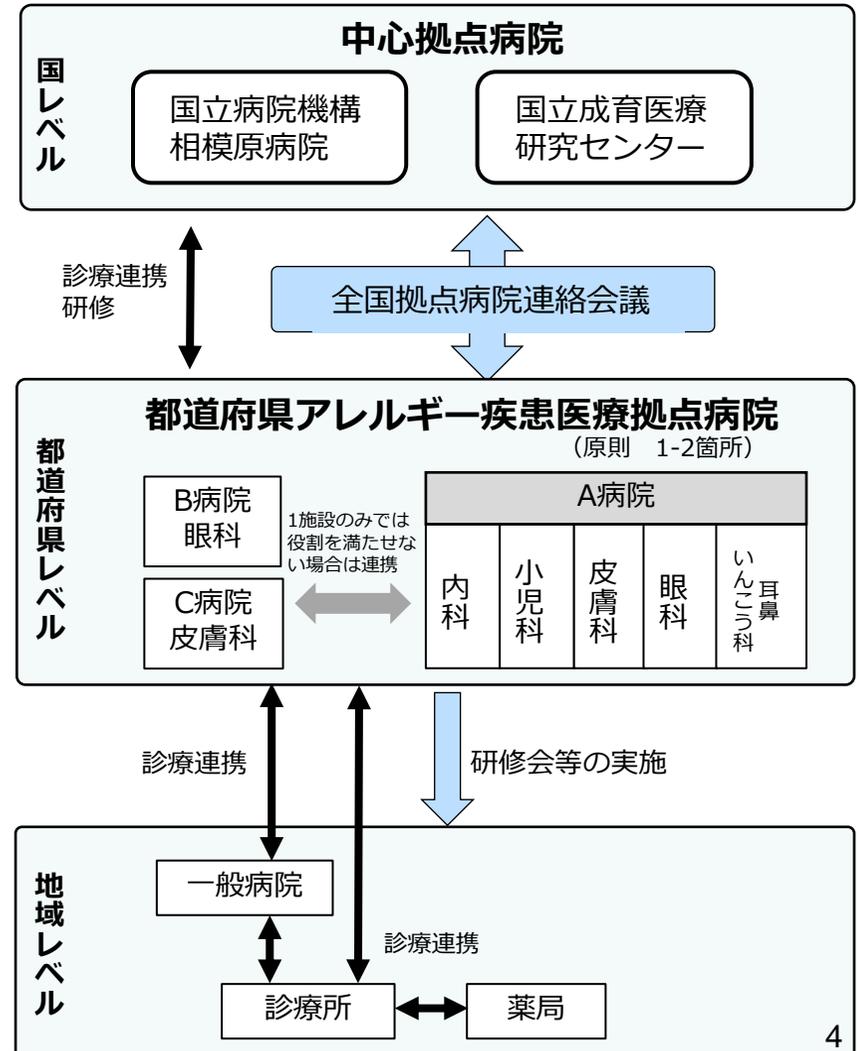
- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う。
- ・ 国民や医療従事者に対してウェブサイトや講習会を通じたアレルギー疾患に関する適切な情報提供
- ・ 都道府県拠点病院の医療従事者の育成、研修や講習会で活用できる教材などの作成、提供
- ・ 国の疫学調査、臨床研究への協力
- ・ 全国拠点病院連絡会議を開催し、都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行い、均てん化に向けた取り組み等につき協議を行う

●都道府県拠点病院の役割

- ・ 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療、管理を行う
- ・ 患者やその家族、地域住民に対する適切な情報提供、講習会や啓発活動に主体的に取り組む
- ・ 都道府県の医療従事者、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員に対する講習
- ・ 都道府県のアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- ・ 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会で検討されるアレルギー疾患対策に、主体的に取り組む

●かかりつけ医、薬局の役割

- ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う
- ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る



都道府県アレルギー疾患医療拠点病院

47都道府県 78病院

北海道	北海道大学病院
青森県	弘前大学医学部附属病院
岩手県	岩手医科大学附属病院
	国立病院機構盛岡医療センター
宮城県	東北大学病院
	宮城県立こども病院
秋田県	秋田大学医学部附属病院
	中通総合病院
山形県	山形大学医学部附属病院
福島県	福島県立医科大学附属病院
茨城県	筑波大学附属病院
栃木県	獨協医科大学病院
群馬県	群馬大学医学部附属病院
埼玉県	埼玉医科大学病院
千葉県	千葉大学医学部附属病院
東京都	東京慈恵会医科大学附属病院
	東京医科歯科大学医学部附属病院
	国立成育医療研究センター
	東京都立小児総合医療センター
神奈川県	神奈川県立こども医療センター
	横浜市立みなと赤十字病院

新潟県	新潟大学医歯学総合病院
富山県	富山県立中央病院
	富山大学附属病院
石川県	国立大学法人金沢大学附属病院
福井県	福井大学医学部附属病院
山梨県	山梨大学医学部附属病院
長野県	信州大学医学部附属病院
	長野県立こども病院
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院
静岡県	国際医療福祉大学熱海病院
	順天堂大学医学部附属静岡病院
	静岡県立総合病院
	静岡県立こども病院
	静岡済生会総合病院
	浜松医科大学医学部附属病院
	浜松医療センター
愛知県	名古屋大学医学部附属病院
	名古屋市立大学病院
	藤田医科大学病院
	藤田医科大学ばんだね病院
	愛知医科大学病院
	あいち小児保健医療総合センター
三重県	国立病院機構三重病院
	三重大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
	滋賀県立小児保健医療センター
京都府	京都府立医科大学附属病院
	京都大学医学部附属病院

大阪府	近畿大学病院
	大阪はびきの医療センター
	大阪赤十字病院
	関西医科大学附属病院
兵庫県	神戸大学医学部附属病院
	兵庫医科大学病院
	兵庫県立こども病院
	神戸市立医療センター中央市民病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター
	和歌山県立医科大学附属病院
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院
島根県	島根大学医学部附属病院
岡山県	国立病院機構南岡山医療センター
	岡山大学病院
広島県	広島大学病院
山口県	山口大学医学部附属病院
徳島県	徳島大学病院
香川県	香川大学医学部附属病院
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院
高知県	高知大学医学部附属病院
福岡県	国立病院機構福岡病院
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島大学病院
沖縄県	琉球大学病院

令和5年度 アレルギー疾患対策予算案について

令和5年度予算案
9.9億円
(令和4年度 9.6億円)

○ アレルギー情報センター事業（補助先：日本アレルギー学会・日本リウマチ学会）

令和5年度予算案
42百万円
(令和4年度 42百万円)

- ①アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
- ②リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催
- ③アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 等

拡充

アレルギー疾患医療提供体制整備事業（補助先：中心拠点病院）

令和5年度予算案
56百万円
(令和4年度 55百万円)

- ①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
- ②アレルギー疾患医療の診断等支援
- ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
- ④一般国民等からのアレルギーに関する相談事業
- ⑤長期研修が実施可能な体制の整備
- ⑥増加する診断支援に対応可能な体制の整備

○ リウマチ・アレルギー特別対策事業（補助先：都道府県等）

令和5年度予算案
69百万円
(令和4年度 68百万円)

- ①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（地域政策の策定）
- ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施
- ③患者カードの配付の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
- ④リウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 等

新規

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

令和5年度予算案
38百万円

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に両立支援コーディネーターを配置し、免疫アレルギー疾患患者とその家族に対する治療と仕事の両立支援の実施

○ 厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

令和5年度予算案
782百万円
(令和4年度 791百万円)

- ①免疫アレルギー疾患政策研究事業
- ②免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ）

1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）、令和4年3月一部改正」で掲げられている、国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じた情報提供の充実に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<事業の概要>

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
- ② アレルギー疾患を有する者及びリウマチ患者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催
- ③ アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成等



- ① **アレルギーポータル** <https://allergyportal.jp/>

主なコンテンツ

- ・各種アレルギーの説明（特徴、症状等）
- ・災害時の対応
- ・医療機関情報（専門医、拠点病院、電話相談等）
- ・アレルギーの本棚
- ・日本の取組（法令、通知・取組）
- ・研修・講習会・eラーニング
- ・都道府県のサイト
- ・よくある質問

- ② **アレルギー相談員養成研修会の実施**
(2022年10月29-30日, WEB開催 440名程度参加)
本年度よりオンデマンド配信も開始
- ③ **患者さんに接する施設の方々のためのアレルギー疾患の手引き《2022年改訂版》**

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：（一社）日本アレルギー学会及び（一社）日本リウマチ学会 ◆ 補助率：定額
- ◆ 補助額：（一社）日本アレルギー学会：35百万円、（一社）日本リウマチ学会：6.9百万円

今年度、アレルギーポータルに追加したコンテンツ例

消費者庁

加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック
アレルギー表示に関する情報



厚生労働省（がん・疾病対策課）

アレルギー疾患の多様性、生活実態を把握するための疫学研究（厚労科研R3年度）



厚生労働省（労働基準局）

治療と仕事の両立支援ナビ



厚生労働省（がん・疾病対策課）

大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とその解決に向けた研究（厚労科研R2-3年度）



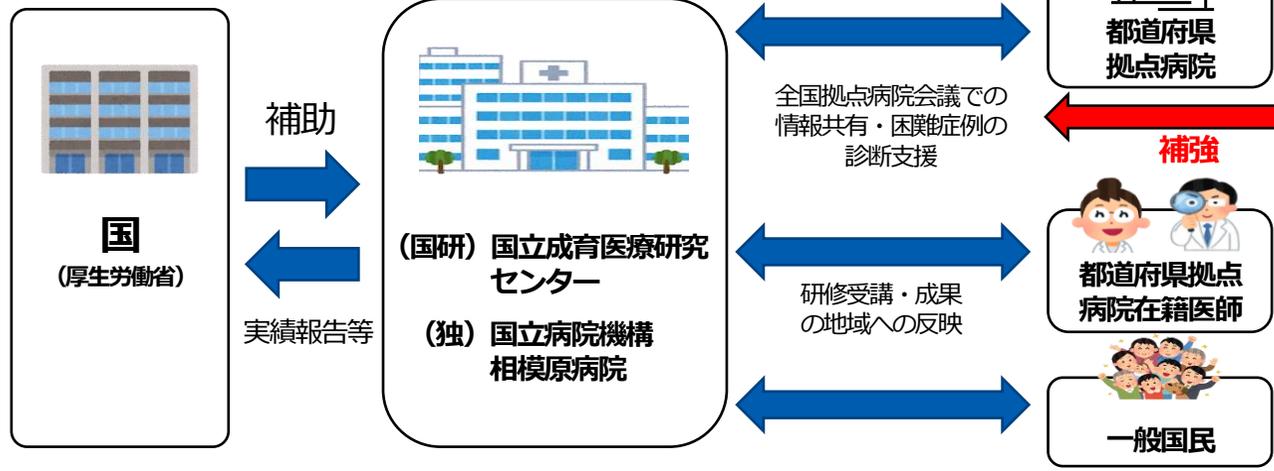
1 事業の目的

- 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）、令和4年3月一部改正」において、（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院が「中心拠点病院」として指定されており、これまでの実績やノウハウ等を活用し、基本指針に掲げられた各種個別目標の達成に資する事業を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- （1）アレルギー疾患診療連携ネットワーク構築事業
- （2）アレルギー疾患医療診断等支援事業
重症例や診断困難例など専門性の高いアレルギー疾患医療の診断・治療に関する医療機関からの相談に対応する。また、新たに中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を実施する。
- （3）アレルギー疾患に係る医師に対する研修支援事業
- （4）アレルギー疾患患者や家族等に対する相談事業

<事業イメージ>



◆全国に都道府県拠点病院が設置されたが、アレルギー疾患医療提供体制の状況が十分ではない地域がある。中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンラインでの相談会を行い、各都道府県拠点病院のアレルギー疾患医療の質の向上を図るとともに、各病院でのアレルギー疾患医療連携体制の構築等についても支援を行うことで、全国のアレルギー疾患医療の質の向上を図る。

新

中心拠点病院と都道府県拠点病院間でオンライン相談会を開催（新規）

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：（国研）国立成育医療研究センター及び（独）国立病院機構相模原病院
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 補助額：（国研）国立成育医療研究センター：21百万円、（独）国立病院機構相模原病院：34百万円

リウマチ・アレルギー特別対策事業

令和5年度予算案
69百万円
(令和4年度 68百万円)

1 事業の目的

- リウマチ・アレルギー特別対策事業については、従前より補助事業として実施してきたが、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）」に基づき、国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう体制を整備する必要がある。

(基本的な指針に係る代表的な該当部分抜粋)

- ・第一 アレルギー疾患対策に関する基本的な事項
 - イ 地方公共団体は、基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。
- ・第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項
 - イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

2 事業の概要・事業イメージ

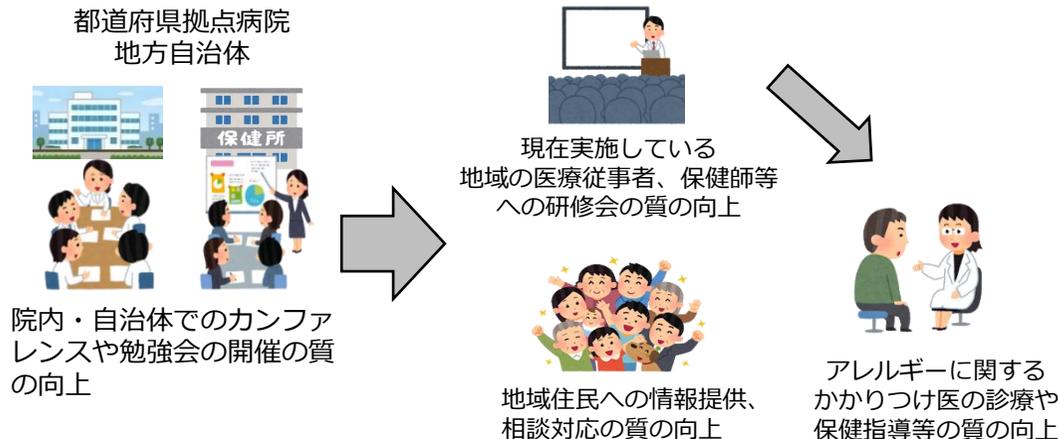
【事業創設年度：平成18年度、補助先：都道府県・政令指定都市・中核市、補助率：1/2】

<事業の概要>

- (1) アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
- (2) 医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修及びエビデン講演会の実施
- (3) 患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
- (4) 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施

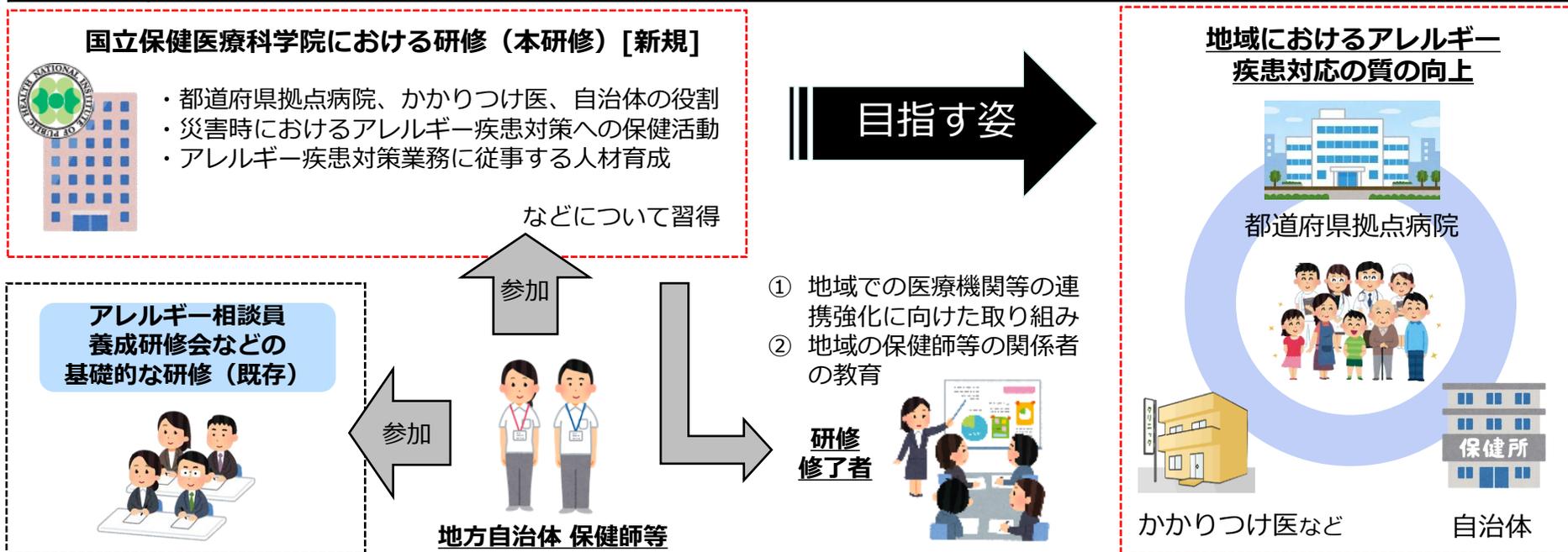
<令和4年度の拡充内容>

都道府県拠点病院医師等や自治体保健師等への専門的な知識の習得や資格取得に対する支援



国立保健医療科学院におけるアレルギー疾患対策従事者研修

事業目的	地方公共団体においてアレルギー疾患対策の中心的な役割を担う保健医療に関係する職種を対象とした人材育成 (短期研修) ・地方公共団体におけるアレルギー疾患医療拠点病院と連携する等の組織横断的な調整方法の習得
事業概要	アレルギー疾患について既に基本的な知識・経験を有し、地方公共団体で中心的な役割を担う保健師等に対して、新たに専門性の高い研修を実施。当該研修を修了した職員が各地域で医療機関連携の強化と職員の育成を行うことにより、 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進や対応の質の向上 を図る。
対象者	定員：30名 都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区の自治体に勤務し、アレルギー疾患対策に係る保健師等又は、対策を推進する部署でその人材を管理・統括する保健師等 ※原則15年以上の業務経験があり、現在、アレルギー疾患対策に関連した相談事業等に従事するもの、もしくは今後、それらに従事する可能性があるもの
研修期間	2023年2月16・17日（2日間）
開催形態	集合開催予定（事前学習+講習、グループワーク）



令和5年度予算案 38百万円 (新規)

1 事業の目的

○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号、令和4年3月一部改正）において、国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図ることとされている。

○ 厚生労働科学研究において、免疫アレルギー疾患のために、就職に不利になった方、仕事量や内容が制限された方、仕事のために通院が制限された結果、症状が悪化した方や子どものアレルギー疾患の治療や通院等のために仕事が制限されている方が一定数いるという問題点が明らかになっており、免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して治療と仕事を両立できることを目的とする。

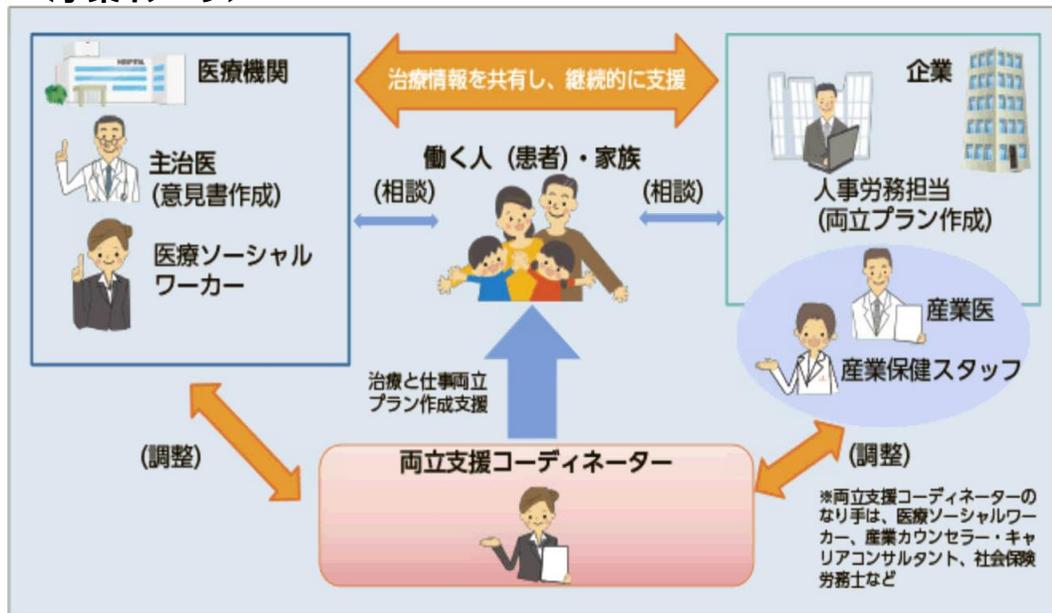
2 事業の概要・スキーム

＜事業の概要＞

○免疫アレルギー疾患患者又はその家族が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に「両立支援コーディネーター」を配置する。

○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院において、両立支援コーディネーターが中心となり、免疫アレルギー疾患患者又はその家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を立て、支援を行うモデル事業を実施する。

＜事業イメージ＞



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県アレルギー疾患医療拠点病院
- ◆ 補助率：定額 (10 / 10相当)

- ◆ 箇所数：8箇所
- ◆ 1箇所あたり：470万円

厚生労働省科学研究：免疫アレルギー疾患政策研究事業 (令和4年度 アレルギー分野)

事業概要(背景・目的)

- 平成26年度に成立したアレルギー疾患対策基本法に基づき、総合的な疾患対策の推進が行われており、アレルギー疾患医療提供体制の整備、研究の推進等に取り組んでいる。
- 平成31年に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を策定し、戦略に基づいて、免疫アレルギー疾患の総合的な推進が必要である。

アレルギー疾患の多様性、生活実態を把握するための疫学研究

- ・都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を活用した全国アレルギー有病率調査
- ・標準となる調査方法を確立
- ・日本におけるアレルギー疾患の有病率の現状を評価

各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究

- ・各地域の病院におけるアレルギー疾患医療のアンケート調査
- ・地域のアレルギー疾患医療情報を一元化
- ・一元化した情報を元にICT等による連携体制の整備

小児から若年成人での生物学的製剤の適正使用に関するエビデンスの創出

- ・生物学的製剤使用患者の横断的調査
- ・生物学的製剤の使用方法の推奨を作成

免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築

- ・我が国における免疫アレルギー研究分野の進捗評価に資する調査研究

アレルギー疾患患者のアンメットニーズとその解決法の可視化に関する研究

- ・乳幼児アレルギー疾患に対する養育者負担評価質問表の開発
- ・食物アレルギー診療支援ツールの開発
- ・「小児のアレルギー疾患保険指導の手引き」改訂

食物経口負荷試験の標準化施行方法の確立と普及を目指す研究

- ・医師向け診療サポートアプリケーション開発・実用化
- ・共通プロトコルを用いた負荷試験の検討
- ・成人食物アレルギー診療の実態調査

アレルギー患者QOL向上のための医療従事者の効率的育成に関する研究

- ・ステロイド製剤の吸入手技及び鼻噴霧手技の指導に関するE-learning資料の作成・検証

金属アレルギーの新規管理法に関する研究

- ・金属アレルギーの実態調査、診断法の確立
- ・多科連携診療モデルの構築
- ・金属アレルギー診療ガイドライン・生活指導マニュアルの策定